

福島県復興公営住宅の家賃の目安

(支援対象避難者の方)

公営住宅の家賃は、入居する方の収入、その住宅の広さ、建っている場所、新しさ、設備の充実さなどから決定されます。

住宅は、それぞれ広さ、建っている場所、新しさ、設備などが異なるため、家賃額も住宅毎に様々です。

下の表に、入居する方の収入と住宅の間取り別の家賃額の最高、最低、平均を記載していますので、入居を御検討される際の参考にしてください。

※ 駐車場を利用する場合は、別途駐車場使用料(1,500円～2,500円)がかかります。

※ 下表は、平成31年4月1日時点のデータであり、今後変動することがあります。

(平成31年4月1日時点)

収入月額(円) ※	2LDK			3LDK		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均
0 ～ 104,000	30,100	19,700	22,532	37,400	20,400	28,201
104,001 ～ 123,000	34,800	22,800	26,029	43,200	23,500	32,545
123,001 ～ 139,000	39,800	26,100	29,764	49,400	26,900	37,223
139,001 ～ 158,000	44,900	29,400	33,562	55,700	30,400	41,995
158,001 ～ 186,000	51,300	33,600	38,363	63,700	34,700	47,986
186,001 ～ 214,000	59,200	38,800	44,279	73,500	40,100	55,378
214,001 ～ 259,000	69,300	45,400	51,810	86,000	46,900	64,815
259,001 ～	79,900	52,400	59,760	99,200	54,100	74,762

※ 世帯の1年間の所得の合計から、様々な控除を差し引いた金額を12で割り、1カ月当たりの収入に換算した額をいいます。

収入基準確認表

本紙により、世帯の収入(政令月収)が、収入基準額を超えないこと御確認ください。
 なお、**本紙による確認はあくまで参考になります。**
正式には、当選後の入居資格審査において確認いたしますので、御了承ください。

1 入居世帯の所得(年額)の計算

	所得の種類 (給与収入、事業収入、年金収入等)	所得額
入居名義人の所得		円
同居者①の所得		円
同居者②の所得		円
同居者③の所得		円
同居者④の所得		円
同居者⑤の所得		円
同居者⑥の所得		円
所得額の合計		(A) 円

2 控除額の計算

控除の種類	控除の対象	所得額
① 同居者控除	申込者本人以外で、一緒に入居する方	38万円× 名＝ 円
② 扶養控除	一緒に入居しないが、所得税法上扶養親族になっている方	38万円× 名＝ 円
③ 老人扶養控除	控除対象配偶者及び扶養親族で70歳以上の方	10万円× 名＝ 円
④ 16歳以上23歳未満の扶養親族控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方	25万円× 名＝ 円
⑤ 障害者控除	申込者及び扶養親族並びに同居親族の中に障がい者(※1)がいる場合	27万円× 名＝ 円
⑥ 特別障害者控除	申込者及び扶養親族並びに同居親族の中に重度の障がい者(※2)がいる場合	40万円× 名＝ 円
⑦ 寡婦・寡夫控除	所得のある人が寡婦、または寡夫の場合	27万円× 名＝ 円
控除額の合計		(B) 円

※1 身体障害者手帳3～6級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳Bの方

※2 身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの方

3 政令月収の計算

所得額の合計(※)	控除額の合計	政令月収
(A) 円	(B) 円	円

$$(A) \text{ 円} - (B) \text{ 円} \div 12 = \text{円}$$

※世帯の一部の方のみが入居しようとする場合は、(A)を2分の1にして計算してください。

4 基準額との比較

上記3で計算した政令月収が、次の基準額を超えない場合は、収入基準を満たすこととなります。

- 入居名義人又は同居者に、次に該当する方がいる場合 ⇒ **21万4千円**
 - ・ 身体障がい者(身体障害者手帳1～4級)
 - ・ 精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1、2級)
 - ・ 知的障がい者(療育手帳A判定)
- 入居名義人が60歳以上であり、かつ同居者の方全員が、60歳以上か18歳未満の場合 ⇒ **21万4千円**
- 同居者に未就学児がいる場合 ⇒ **21万4千円**
- 上記に該当しない場合 ⇒ **15万8千円**